

農村集落における組費賦課の一事例

誌名	愛媛県農業試験場研究報告 = Bulletin of the Ehime Agricultural Experiment Station
ISSN	03887782
著者	近藤, 武由
巻/号	22号
掲載ページ	p. 43-46
発行年月	1982年12月

農村集落における組費賦課の一事例

近 藤 武 由

I はじめに

農村の集落は行政の最末端組織として、独特な役割りを果たしており、この集落の円満な運営は日常生活における住民の平等性が基調となって成り立っている。

この集落住民の平等性は、近年の如く農村が混住化の様相を呈し、都市化の影響を受けてくると徐々にそこなわれ勝ちで、“昔は貧しかったけれどもお互いに暖かみのある付き合いができたが、そういうぬくもりのある農村は失なわれた”という意見もある。しかし、農村には都市と違った集団としての機能が現在なお存在し、お互いの生活を維持するために受け継がれている。

昭和55年の世界農林業センサスの結果概要をみると、集落内の農道補修等を共同で行なっている集落は67.7%、農業用排水路の溝さらえ等を共同でやっている集落は63%で、こういった共同作業に出役しない場合約半分の集落が出役不参金を徴収している。¹⁾

このような共同作業は、集落到に居を構える場合の一種の義務履行であり、そのことがまた、集落運営に関しての発言権にもかかわっている。

いま一つ、集落住民としての義務がある。それは特定な法の規制では無いが、集落構成員の申し合わせによって実施している組費の賦課徴収に応じることである。

この組費の賦課方法は、集落によって異なり、均等割りとしたり、個人別格差割りとするところも多くなりつつあるが、基本的には、集落機能がそこなわれないで、しかも、集落の運営が円満に行なえる方法であることが望ましく、そういった意味で、本事例の組費賦課方法を解析することに意義があると考えた。

II 調査集落の概要

組費賦課方法の実態を調査した集落は、愛媛県温泉郡川内町大字則之内部落で、県のほぼ中央部に位置し、三方を山で囲まれた中山間地帯である。

則之内部落は8小区に分かれていて、表-1のとおり戸数は69戸、うち農家は52戸で専業農家は2戸である。

人口は、終戦直後疎開や引揚者によって一時的には膨張したが、生産性の低い基盤と、とくにこれといった産業も無い農村であったため、

表-1 則之内部落の戸数 (単位: 戸)

小区名	総戸数	農家戸数	非農家戸数	備 考
済院之瀬	8	7	1	専業農家1
北之地	10	7	3	
北前	8	5	3	商店1
北裏	9	8	1	専業農家1, 商店1
山際	11	8	3	
石原東	7	7	0	
石原西	9	6	3	
岡	7	4	3	
計 (世帯数)	69 (76)	52	17	

注) 昭和56年2月末現在。

徐々に離村してゆき現在は、戦前の戸数74戸を幾らか欠いた戸数となっている。

戸数が70戸を大きく下廻らないのは、松山市と国道11号線で結ばれており、距離18kmの市域圏にあって、兼業機会に恵まれているためと受け取れる。

耕地面積は、人別名寄帳²⁾によると田畑合わせて56町9反1畝28歩(昭和55年12月末現在)であるが、大半が水田で、山腹の斜面にはミカン園、梨園も散在する。

家畜は和牛(去勢肥育)が9頭(飼育農家5戸)、肥育豚180頭(飼育農家1戸)である。

当集落の水利は、集落の北部を東から西へ貫流している表川(重信川の支流)から取水する梅ヶ市水利組合と表川の支流から取水する山之神水利組合および石釜淵周辺の水系による上坂水利組合の管轄する水路によっているが、梅ヶ市水利組合が大半の水利を司り、非農家を混じえての用排水路の溝さらえは、梅ヶ市水利組合の水路となっている。

III 組費賦課方法

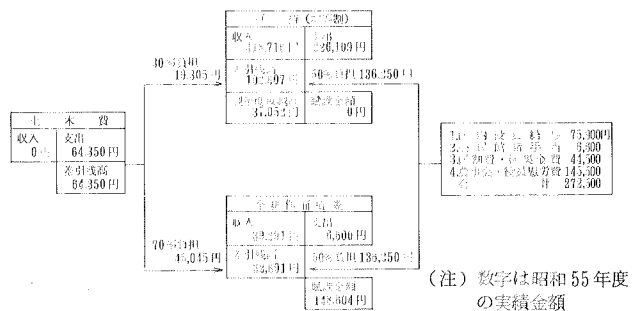


図-1 則之内部落組費賦課の仕組み

従前は、集落を運営する組費と水利費は一括して賦課徴収していたが、昭和30年代後半からの農家の急激な兼業化に伴い、組費賦課の計算に多くの日時を費すことが、部落役員の負担となって来たため、部落協議にかけて営利的色彩の濃い水利費の賦課は各水利組合毎に独自で行なうよう分離した。ただ、梅ヶ市水利組合は部落の大半の水田と住民の生活用水の水路を管理しているため、組費賦課計算の一項に入れている。

なお、組費算出の仕組みは図-1のとおりで、手順は次のようになっている。

1. 土木

土木の収入は、昭和14年に林道を改修した際、部落協議の結果設定した則之内区道路使用にかかわる規定³⁾によって定められており、私有林を売却した場合、売却金額の $\frac{50}{1,000}$ を積立て、出荷終了後に使用した道路を修繕した上、区長の検査を受けその上で積立金は返えされるが、このとき積立金の $\frac{1}{10}$ は道路使用料として部落へ納入することになっている。しかし、最近林木の売買例は殆んど無い。

支出は、主として農道と橋の補修に要する費用で、①区内有役道の補修の場合は出役賃と補修材料費の20%、②農道舗装の場合はその材料費の20%を部落が負担する。③橋の場合はその部費協議し、決定した額を部落で負担するが、これは道路と違って橋が無ければ通交できないため特別な扱いとしているものである。

この土木関係の差引残高は、図の仕組みで、戸持ち(均等割)30%、全耕作面積割70%に按分して賦課する。

2. 戸持ち(均等割)

戸持ちは、部落内に住居を構える者に対し均等に賦課するもので、その項目は次のとおりである。

A, 収入の部

- (1)貯金利子
- (2)公民館使用料(個人の冠婚葬祭、業者の展示会等の利用の場合)
- (3)納税奨励金
- (4)区内電柱敷地料
- (5)区有地定米
- (6)常会不参金
- (7)梅ヶ市水利組合からの納入金
 - ①永野・一ヶ谷部落からの水利余内の50%
 - ②井手堀出役不参金の50%
- (8)その他(一般生活関係の収入)

B, 支出の部

- (1)公民館維持費
 - 電気代、電話代、水道代、ガス代、暖房用灯油代、

- トイレトペーパー代、汲取代、建物共済掛金等、
- (2)公民館活動費

老人クラブ助成金、愛護班助成金、小学校運動会慰労会費、則之内東公民館(3部落総括公民館)運営負担金等

(3)祭礼費

- ①氏之宮の部(御供物代、御供米代、神職謝礼等)
- ②祭礼諸給費の部(土用祈禱費、山之神通夜費、秋祭費、共同墓地通夜費等)

(4)部落運営費

区内土木費の30%、区役員給与の50%、公民館諸手当(マイク、鍵保管手当)の50%、区割費(筆墨費を含む)組費集金手当の50%、農事会、役員慰労会費(2年に1回)の50%等

(5)その他

消防助成金、区内街灯電気代、その他等
梅ヶ市水路井手堀費の50% (梅ヶ市水利組合へ)

収入のうち、梅ヶ市水利組合からの納入金は、隣部落からの水利余内と部落総出で行なう水路の溝さらえ作業出役不参金のそれぞれ半額で、水利組合が独立した際、部落行事として行なう溝さらえ作業の費用の半額を、部落から支出し、その反対給付として部落が受け取るものになっているもので、以前は全額を部落の収入としていたものである。

隣部落(永野・一ヶ谷)からの水利余内は、明治33年に余水の貰受けと余内として米6斗を渡す定約証書⁴⁾が、両部落の総代間で取りかわされ、それ以後継承されているが、昭和9年には、明治33年の米6斗を切樹2石に改定⁵⁾し、さらに翌10年に、この余内米は小粒の3等格として毎年12月30日までに則之内区長の手許まで送付する⁶⁾よう取り決められた。

その後、この取り決めは、社会制度の変遷に伴い、昭和28年に代表者協議によって、1ヶ年総額5,000円に改訂⁷⁾している。

3. 全耕作面積割

全耕作面積割は、農家の耕地面積に対して賦課するもので、区外に住んでいても則之内区に耕地を有する者はこれを負担する。その項目は次のとおりである。

A, 収入の部

- (1)水田利用再編対策補助金
- (2)各種作物(米、麦、大豆)奨励金
- (3)共済組合連絡員および共同防除班長手当
- (4)その他(農業生産関係の収入)

B, 支出の部

- (1)共済組合連絡員給与
- (2)部落運営費

区内土木費の70%, 区役員給与の50%, 公民館諸手当(マイク、鍵保管手当)の50%, 区割費(筆墨費を含む)・組費集金手当の50%, 農事会、役員慰労会費(2年に1回)の50%等

部落で選出している共済組合連絡員と共同防除班長(農事実行組合長)の手当では、役場から支給されるが、部落の他の役員給与と差がある場合が多いので、役場から支給を受ける手当では、部落で吸い上げ、部落として他の役員に支給するのと同額の給与を支払うことにしている。

支出の項で、共済組合連絡員の給与のみで、共同防除班長手当が省かれているが、これは共同防除班長を各小区長が兼任しているため、小区長給を支払うことで省

表-2 人別差引表

小区別	氏名	持 方						給 付					差 引		
		戸持 (均等割)	全耕作 面積割	常不 参金	使役 不参 金	区有地 定米	合 計	区使役	機 械 使用料	資材提 供代金	諸給与	税・定米 立替え	合 計	不持方	過持方
合 計		0	151,799	12,400	0	937	165,036	47,850	3,000	3,150	89,100	588	143,688	100,147	78,799

(注) 数字は昭和55年度の実給金額

IV むすび

以上、1集落における組費賦課の事例について述べたが、この方法を理論的な、また学問体系としての視点から検討した場合には幾多の問題をかかえていることに違いなからうし、何時の頃に、知識層の指導があったのかも知れない。しかし、筆者は、農村で生活した人達が地域住民の平等性の原則を貫きながら、長年に互る体験と生活の知恵から仕上げた、実に見事な経理方式とみたい。

農村に関する研究は枚挙にいとまが無いが、農村住民自身よりも、農業者を指導管理する³⁾側からのものが多いように思われる。

農村には人が生活しており、農業生産はその人達になっているのである。その人達の人間性、平等性が無視された形では、農業は存在しないであろうし、永続性もまた無い。

この組費賦課方法に対するコメントがあっても、そのことをなおさらにしては、如何に有益なコメントであっても、それは受け入れられないであろう。

行届いた指導は、よく「カユイところに手が届く」と

いたものである。

4. 個人への賦課

以上述べた方法で算出した金額は表-2の人別差引表に記入しそれぞれ個人別の持方が決まるが、人によって区有地を使用している者もあり、また共同土取場を提供している者、区の使役に機械を持参する者、資材を提供する者などがあるので、そういう人達に対し、定米を取ったり、決められた給付を支払ったりすることになる。

この集落の経理は予算方式では無く、共有金制で、年度当初に一定額の共有金を保有し、必要に応じて支出した後年度末に集計して、必要額を賦課徴収するのである。

いう表現が使われているが、筆者は、農民1人1人が人格を持ち、個性を有しているのであるから、そういう相手の“心のヒダ”に分け入って物事を判断するようなことでなければならぬと考える。

日本の農業者が、自分達の住んでいる集落を、素晴らしい人間共存の場として³⁾、さらに維持し続けるためには、集落住民の平等性の発揚が基調をなすことに異論は無いであろう。

近年の如く、農村といえども多様化する社会情勢の波は避けられず、ここで述べた組費賦課方法も、また改善の余地が生まれてくるであろうし、混住化が深化すれば当然新しい方式による組費の徴収方法も替えねばならなくなるであろう。しかし、現在までもそうであったように、そういう事態に直面すれば、また新しい生活の知恵を働かせて対応してゆくことになる。

V 要 約

農村の集落は行政の最末端組織として独特な役割りを果たしており、この集落の円満な運営は日常生活における住民の平等性が基調となって成り立っている。

この集落住民の平等性は、近年の如く農村が混住化の

様相を呈し、都市化の影響を受けてくると失なわれ勝ちであるが、愛媛県温泉郡川内町大字則之内部落は、住民の長年にわたる体験と生活の知恵から、一部を戸持ち(均等割り)と残りを全耕作面積割りとする組費の賦課方法を採用した、見事な経理方式によって、住民の平等性の原則を貫き、自分達の集落を素晴らしい人間共存の場として受け継いでいる。

Ⅳ 引用資料・文献

1) 農林統計調査 (1980) : Vol. 30, No. 12, 14

- 2) 則之内区 (1980) : 昭和55年人別名寄帳
- 3) ——— (1939) : 昭和14年造林規約
- 4) ——— (1900) : 明治33年定約証書
- 5) ——— (1934) : 昭和9年、則之内中組部落より永野・一ヶ谷部落へ送水する申合せ書
- 6) ——— (1935) : 昭和10年定約書
- 7) ——— (1953) : 昭和28年約定証
- 8) 掘川静一 (1981) : いまこそ農民自身が責任ある行動を、農業と経済, Vol. 47, No. 1. 18

A Case of Imposing the Group Dues in the Farming Village

Takeyoshi KONDO

Summary

The farming village plays a particular role as an endmost system of a public administration and harmonious management of that consists on the basis of equality in daily life among the inhabitants.

This equality among them in the village is apt to be lost because the farming village has shown an aspect of many kinds of people living in and has been affected by cities of late years, however, those who live in Sunouchi-village in Kawauchi-chō, Onsen-gun, Ehime, succeed their village as a wonderful and coexistent place of mans, keeping the principle of equality among them for a long time, experience and wisdom of living, in other words, by a skillful form of management which is adopted the method of imposing some of the group dues on them equally and imposing the rest in proportion to the area of their own farm land.